

# 設 立 趣 旨 書

## 1 趣旨

近年、インターネット関連の消費者被害や、主に高齢者を狙った劇場型特殊詐欺被害など、悪質事業者はその時代の流れによって様々な手口を使い、私たち消費者をトラブルに巻き込んでいる現状があります。

新潟県でも、複雑化していく消費者問題に対応するため、平成23年、複数の関係団体が連携して「消費生活ネットワーク新潟」という任意団体を設立し、県内における消費者力の向上と安心・安全な消費生活の実現を目指して、県内各地域での消費者への啓発活動や、行政機関との連携共同事業等に取り組んでまいりました。

他方で、平成19年施行の改正消費者契約法によって、事業者による不当な勧誘行為や不当な契約条項の使用等に対し、一定の要件を満たす消費者団体（適格消費者団体）が消費者に代わって差止申入れを行い、改善が得られない場合に訴訟を起こすことができる「消費者団体訴訟制度」が設置されました。

新潟県内には適格消費者団体として認定を受けた団体はまだありませんが、消費生活ネットワーク新潟が、法人格を取得してさらに活動基盤を充実させ、従前の啓発活動等に加えて、事業者による不当な勧誘行為や不当な契約条項の使用等に対する差止申入れの活動を行い、将来的には適格消費者団体として認定を受けることによって、これまで泣き寝入りせざるを得なかった少額の消費者被害の解決・予防を図り、悪質事業者へ抑止力を及ぼしていくことが可能となります。

私たちは、新潟県民の安全・安心な消費生活を守っていくとの志の下、任意団体としての消費生活ネットワーク新潟を一步前進させ、特定非営利活動法人「消費生活ネットワーク新潟」として新たに始動し、適格消費者団体としての認定を目指すことをここに宣言します。

## 2 設立に至るまでの経過

- 平成23年11月 任意団体である消費生活ネットワーク新潟設立
- 平成27年7月 適格消費者団体勉強会
- 平成27年12月 消費者問題シンポジウム in 新潟～知ろう！適格消費者団体 つくろう！新潟に～を開催
- 平成28年6月 第1回ワーキングチーム会議  
事例勉強会（新潟市）
- 平成28年9月 第2回・第3回ワーキングチーム会議
- 平成28年10月 第4回ワーキングチーム会議  
事例勉強会（長岡市）
- 平成28年11月 適格消費者団体による差止請求事例勉強会  
第5回ワーキングチーム会議
- 平成28年12月 第6回ワーキングチーム会議

平成28年12月15日

法人の名称 特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟

設立代表者 住所又は居所 新潟県新潟市中央区新光町6番地6

新潟県生活協同組合連合会内

氏名 長谷川 かよ子